

豪州における新型コロナウイルス対策の概要（4月6日現在）

（赤字：前回からの主な変更点）

豪州政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、3月15日に豪州史上初めて国家内閣（National Cabinet）（連邦首相と各州首相・地域首席大臣の合議体）を立ち上げ、連邦総督が人のバイオ・セキュリティに関する緊急事態を宣言し、海外からの渡航者の入国制限、厳格な自己隔離措置、集会の制限、国内旅行の制限、レストラン等の社会的な集会に係る場所の制限など連邦政府と各州・地域政府が一体となって各種の措置を実施しています。現時点の主要な措置は以下のとおりです。

在留邦人・渡航邦人の皆様におかれては、これらの措置に従うとともに、その他の連邦政府や各州等政府等の最新情報にも注意して、感染予防や拡大防止に努めてください。また、世界各国で国境閉鎖や旅行制限を導入する国が増えており、国際線フライトが大幅に減便・運休されていますので、観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、フライト情報をこまめに確認し、早めの出国をご検討ください。日本政府は、4月3日午前0時から、14日以内に豪州に滞在歴のある全ての入国者をPCR検査の対象とする措置を実施します。最新情報を発信するために[大使館ではツイッターを運用](#)していますので、ご関心のある方はご参照下さい。

なお、各州・地域政府等の最新情報については、管轄の大使館や総領事館から別途情報提供致します。

1 治療・検査方針

（1）新型コロナウイルスに感染した場合、熱、咳、喉の痛み、倦怠感、息苦しさといった症状が現れます。特に過去14日以内に感染者と接触した場合や豪州に入国した場合を含め、新型コロナウイルスの症状が見られる場合には、事前に電話した上で、医師の診察を至急受けて下さい。新型コロナウイルスの検査が必要か否かは医師が判断します。

（2）呼吸困難などの重い症状が見られる場合には、「000」に電話し、緊急の医療支援を受けて下さい。

（3）ご心配な方は、豪州政府のコロナウイルス健康情報ホットライン「1800-020-080」（24時間対応）に電話し、相談して下さい（通訳サービスが必要な場合は「131 450」に電話して下さい（有料））。また、各州・地域の保健当局の連絡先は[連邦保健省ウェブサイト](#)をご参照ください。疑わしい症状がある場合、連邦政府ウェブサイトの[症状チェック](#)もご活用下さい。

2 感染の拡大を防ぐために

コロナウイルスの感染拡大を抑えるため、適切な衛生管理措置をとること、社会的距離をとること、公共の場での集会制限に従うこと、必要な場合には自己隔離を実施しなければなりません。詳細は、【各種関連資料】の連邦保健省のウェブサイトを参照して下さい。

3 具体的な制限措置

（1）食料品等の必需品の買い物、医師の診察や人道上の理由がある場合、運動、通勤・通学（自宅でできない場合）等の場合を除き、自宅で待機することが強く求められています。

(2) 現時点での主要な制限措置は以下のとおりです。各州・準州の法令に基づき、違反者に対して罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

- 屋外・屋内含め、家族以外との集会は2人に制限（葬儀は10人、結婚式は5人まで）（3月29日発表）。各州・準州が法律による義務化の有無を決定します。
- 高齢者ケア施設への訪問を厳格に制限（3月18日発表）
- 遠隔地の先住民コミュニティへの立ち入りを制限（3月20日発表）
- レストラン・カフェ（持ち帰りを除く）、ジム、パブ、映画館、劇場、遊園地、娯楽施設、美容サービス施設、美術館、博物館、図書館等の社会的な集会に係る場所を制限（3月22日発表、3月24日追加発表）（詳細は【各種関連資料】の「公共の場での集会制限」参照）
- プレイグラウンド、スケートボード場等の屋外施設の閉鎖（3月29日発表）

公共交通施設、医療施設、薬局、スーパー、ショッピングセンター（フードコート除く）、オフィス・ビル、工場等の必要不可欠な活動に係る施設については具体的な制限措置は適用されていませんが、こうした場でも上記の社会的距離をとる措置や衛生管理の措置は適用されます。

現時点で、学校については、一部の州で休校など部分的な制限措置が導入され始めています。

(3) 必要不可欠でない国内旅行（日常生活で行わないような、長距離移動を伴う他の州への旅行など）を避けることが呼びかけられています。各州・準州では、QLD 州及び WA 州は州境閉鎖を発表し、一部の州・準州は、入州にあたり14日間の自己隔離を義務付けるなど、独自の規制をかけています。各州・準州政府のウェブサイト等で最新情報の入手に努めて下さい。

4 海外からの渡航者に対する措置等（[連邦内務省の日本語版資料](#)をご参照下さい）

(1) 豪州人や永住者以外の全ての渡航者の入国禁止

3月20日21時（豪州東部夏時間）から、豪州人と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者を適用除外として、豪州への入国禁止措置がとられています。

渡航制限を受けている者について、特別な事情により緊急に豪州に渡航する理由がある者（例：深刻な病にある近い親族の介護、近い親族の葬儀出席）や、海外から豪州に渡航して第三国に向かうため豪州国内の空港で国際線にトランジットする外国人であって特別な理由がある者等は、適用除外が認められる場合があります。適用除外の申請は、連邦内務省の[オンライン・フォーム](#)で手続を行って下さい。

(2) 海外からの全ての渡航者を対象とする14日間の自己隔離措置

海外から豪州への全ての渡航者については、3月15日深夜23時59分から14日間の自己隔離措置が義務付けられています。3月28日深夜23時59分から到着空港の所在地にある指定された宿泊施設での強制的な自己隔離が義務付けられました。自己隔離措置の違反者は、各州法等により罰せられます。

(3) 豪州人の海外渡航禁止

3月25日12時（豪州東部夏時間）から、法令に基づき、豪州人及び永住者について海外渡航禁止（海外居住者等一部例外を除く）措置がとられました。

5 事業用・居住用賃借に係る立ち退き制限

3月29日、国家内閣は、コロナウイルスの影響を受けたために家賃等の支払い義務を果たせな

い経済的困窮者の事業用・居住用賃借について、今後 6 ヶ月間にわたる立ち退きの猶予 (moratorium on evictions) に合意しました。

6 詐欺に関する注意

最近警察から、コロナウイルスの感染拡大を受けて、WHOを謳ったフィッシング詐欺、ウイルス治療薬を謳ったオンライン・ショッピング詐欺、製薬会社への投資を促す投資詐欺など、関連する詐欺が横行しているとの警告がなされていますので、ご注意ください。以下のサイトも参考にしてください。

※スキャン・ウォッチ (新型コロナウイルス関連詐欺を含む最新手口の紹介)

<https://www.scamwatch.gov.au/>

※オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター (新型コロナウイルス関連詐欺を含むサイバー・スペース上での手口紹介・被害報告)

<https://www.cyber.gov.au/>

【各種関連資料】

●豪州政府の[新型コロナウイルス対策特設ページ](#)

豪州居住者のための基本資料 ([日本語版](#))

●連邦保健省ウェブサイトに[新型コロナウイルス感染症対策に関する関連情報](#)が掲載されていますので、ご参照下さい。主要な資料は以下のとおりです。

(1) 知っておくべきこと ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (4月5日更新)

(2) よくある質問 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (4月3日更新)

(3) 社会的距離をとる措置 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (3月31日更新)

(4) 自己隔離措置 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (3月30日更新)

(5) 公共の場での集会制限 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (4月4日更新)

(6) 海外から豪州への渡航者のための情報 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (3月31日更新)

(7) ホテル滞在者のための情報 ([英語](#)) ([日本語概要](#)) (3月10日更新)

●連邦政府のコロナウイルス情報アプリ ([Apple App Store](#), [Google Play](#)) や [WhatsApp チャンネル](#)

●連邦内務省ウェブサイトの[入国管理措置に関する情報](#) ([日本語資料](#))

●[オーストラリア政府観光局の関連情報](#) ([日本語](#))